

## 「伐採及び伐採後の造林の届出書」の添付書類チェックリスト

**確認欄全てに☑が無い場合、届出書を受理することができません。**

添付書類	具体例	確認
(1)森林の位置図及び区域図	・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの ※3利用可	<input type="checkbox"/>
(2)本人確認書類(写し可)	<b>【法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 <b>【法人でない団体の場合】</b> ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <b>【個人の場合】</b> ・住民票の写し ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・国民年金手帳 等	<input type="checkbox"/>
(3)他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類 <b>【該当する場合のみ】</b>	・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	<input type="checkbox"/>
(4)土地の登記事項証明書(準ずるものを含む)など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 ※1	・土地の登記事項証明書(伐採する全ての地番) ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書 等	<input type="checkbox"/>
(5)森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類 ※1 <b>【届出者が土地所有者ではない場合】</b>	・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書 ・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等	<input type="checkbox"/>

(6)隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類</li> <li>・隣接森林所有者の現地立会写真</li> <li>・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
(7)届出の対象となる森林に関する事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の対象となる森林は地域森林計画の対象となっている森林の立木(森林法5条森林か) ※3</li> <li>・届出の対象となる森林は保安林ではないか ※3</li> <li>・届出の対象となる森林は森林経営計画に含まれていないか</li> <li>・過去に奥山林整備事業(県民税)を利用した施業履歴の有無</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

※1 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、

- ・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- ・伐採権原に関する状況を記載した書面

の添付も認められます。なおこれらは届出者の本人確認として用いることはできません。

※2 次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の添付の省略が認められます。

- ・届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- ・届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

※3 届出の対象となる森林が地域森林計画対象民有林や保安林に該当するかは、栃木県 HP 内のとちもりマップ (<https://www2.wagmap.jp/tochigi-shinrin/>)にて確認することができます。

# 伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは**伐採造林届**の提出が必要です。
- **伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

## 添付書類

## 具体的な内容

森林の位置図・区域図

届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面  
(縮尺は任意です)

届出者の確認書類

個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し  
法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類

他法令の許認可関係書類

該当する場合のみ

届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類  
(許認可後の場合は許可書の写しなど)

土地の登記事項証明書等

土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類

伐採の権原関係書類

届出者が土地所有者でない場合

立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

隣接森林との境界関係書類

伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類

以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。

- ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合
- ② 境界杭などにより境界が明らかな場合
- ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

市町村長が必要と認める書類

伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類  
(各市町村にお問合せください)

### ○ 位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

### ○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

### ○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？ 許認可後でなければ、届出は出せないのか？

伐採造林届の対象となる森林には、森林簿が作成されており、伐採する場合に申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林簿の情報をお持ちでない場合は、都道府県や市町村の林務部局にご確認ください。

なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

### ○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

また、森林の土地の所有者情報については各市町村で整備している林地台帳で整理されており、伐採届の提出者と林地台帳上の森林の土地の所有者が同一の場合には「林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により、土地の登記事項証明書を代替することが可能です。

### ○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

### ○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

### ○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

詳細については、各市町村の林務部局にご確認ください。

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についてもご参照ください。